

令和3年6月17日（木曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	武田伸一	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略課長	大沼利子	財政課長
東海林恒	防災危機管理課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
鈴木隆	健康福祉課長	佐藤肇	学校教育課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第3号 第2回定例会  
 令和3年6月17日(木) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

なお、本日午前10時に訓練のための緊急地震速報が全国一斉に放送されます。その際、一般質問の途中ではありますが、暫時の間休憩とさせていただきますので、御了承ください。

○**國井輝明議長** おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○**國井輝明議長** 日程第1、引き続き一般質問を行います。  
 通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和3年6月17日(木)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	住みよいまちづくりについて	(1) 移住定住の促進について (2) 5Gの推進について (3) 高松駅周辺の民間開発について	9番 佐藤 耕治	市長
10	農業の凍霜害について	(1) 農業の凍霜害の被害状況と被害額について (2) 紅秀峰の霜害状況と産出額について (3) 来年度に向けての凍霜害対策について		市長
11	持続可能な農業経営のために	(1) 収入保険の加入促進について (2) 収入保険の支援について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
12	ジェンダー平等について	(1) ジェンダー平等の考え方について (2) 寒河江市の取り組みについて (3) 学校教育のジェンダー平等について	2番 太田陽子	市長 教育長
13	生理の貧困について	(1) 備蓄品の中への生理用品の配備について (2) 生活困窮者への生理用品の配布について (3) 小中学校のトイレへの生理用品の配置について		市長 教育長
14	内川雨水対策について	(1) 内川対策協議会の会議において、冠水被害対策についてどのような提案がなされたのか伺う。 (2) 今後のスケジュールについて (3) 内川排水機の整備について市長の見解を伺う。	11番 阿部清	市長
15	沼川排水機場整備について	(1) 近年、地球温暖化の影響による災害の激甚化が進んでいる。災害時の沼川の重要性について伺う。 (2) 寒河江市の水害防止対策としての災害時の沼川排水機場の役割について伺う。 (3) 沼川排水機場は、45年間本市の水害を守ってきた。そろそろ更新時期と思うが市長の見解を伺う。		市長
16	日田地区雨水排水工事について	日田地区雨水対策として、地区内の雨水を三度川から沼川に流す計画が進んでいる。しかし、沼川と三度川の堤防に高低差があるため、工事が始まる前に三度川の堤防かさ上げをお願いしたいが市長の見解を伺う。		市長
17	教育問題	(1) コミュニティ・スクールについて (2) 教員の交通立哨と学校保健安全法の関わりについて (3) 学校運営協議会の人員構成について	13番 荒木春吉	教育長

## 佐藤耕治議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号9番から11番までについて、9番佐藤耕治議員。

○**佐藤耕治議員** おはようございます。寒政・公明クラブの佐藤耕治です。一般質問2日目、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種も順調に経過しており、6月12日に感染注意警戒レベルが4から3に引き下げられ、ほっとしているところです。気を緩めることなく、日常生活を送らなければならないと思っていますところです。

早速一般質問をさせていただきます。

通告番号9番、住みよいまちづくりについて。

(1) 移住定住の促進について。

新型コロナウイルスが世界中で蔓延しておりますが、現在ワクチン接種が進み、今後の経済社会や生活ライフスタイルが大きく変わろうとしております。東京都の人口は、転入から転出が増加している状況になっており、地方への移住定住が進んでおります。全国各地においてもチャンスと捉えている多くの自治体が推測されます。

私は、コロナ禍において、ピンチを大きなチャンスと捉え、その時を逃がすことのないようにと考え、移住定住の促進についての市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

佐藤議員から、住みよいまちづくりについてということで、移住定住の促進について御質問をいただきましたが、都道府県別の人口構造の変化を見ますと、これまでは長年にわたって、地方から首都圏などへの転出超過が進んで、人口の一極集中の是正が図られない状態が続いていたわけでありまして、コロナ禍に伴う社会動向の変化が大きな転換点となって、首都圏などから地方への新たな人の流れが見られ

ていると言われているわけでありまして。

そうした中で、寒河江市の人口動態、平成29年度以降、転入者が転出者を上回る状況が見られております。令和2年も42人の転入者増の社会動態の改善が見られているわけでありまして。これは子育て住宅建設促進事業補助やUターン者などを対象にした奨学金の返還支援、それからアパートの家賃助成などの移住定住支援を実施してきた成果であろうと考えております。

こうした動きを新第6次振興計画の期間中においてもさらに加速していく必要がありますので、1つには、テレワークなどを活用し、地方での生活を望む移住者を柔軟に受け入れる体制整備を図ることが急務であると考えており、新たな施策としてテレワークに必要なパソコンやその周辺機器及び通信環境を整備するための費用を助成していくことにしております。

加えて、国の地方創生テレワーク交付金を活用して、来年度の開設を目指して、テレワーク拠点施設の整備に向けた検討を進めているところでございます。

また、新たに首都圏などからの移住者に対しまして、自動車運転免許証の取得費用でありますとか、雪道運転講習の費用を助成するなどして、寒河江市に移住後も快適に生活できるよう支援していくことにしているところであります。

さらに、市内の空き家、結構多くなっておりますので、空き家などを活用して、ワーケーション施設を整備して、働きながら休暇を楽しむ過ごし方を体験していただいて、納得して本市に移住してもらう取組も新たに進めていくことにしているところであります。

今後におきましても、コロナ禍によって社会経済への影響が長期化しているわけでありまして、首都圏などから移住、移転する個人、あるいは企業の働き方の変化に対応した支援というものを、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。

令和2年度は42名の転入増ということで、大変私もうれしい限りであります。なお、テレワーク、空き家等につきましても、これから活用されるべきものだなと私も思っているところです。その中でも、今後時代の変化は目まぐるしいスピードで進むと言われております。必要な情報、ニーズ対応が重要と、私は次の質問をさせていただきます。

(2) 5Gの推進について。

5G対応のスマートフォンの普及が進められております。第5世代移动通信システムは、スマートフォンの爆発的な普及を後押しした4Gに対し、5Gはより多様なデバイスとアプリケーションをつなげる通信機器と言われております。5Gの実効速度は4Gの約100倍で、1平方メートル当たり100万倍という大量の端末と接続できる多数同時接続と従来の約10分の1となる1ミリ秒、超低遅延という3つの特徴を併せている、インターネットにつながるIoTの基盤となると言われております。

5Gは4G利用を前提とする従来の端末では利用できず、対応する専用端末を購入しなければなりません。大規模なイベント開催、大勢の人が同じ場所でスマートフォンでのインターネット活用を使い、4K動画をストリーミング視聴しても問題がない状況がつかれる。医療現場ではロボットアームを操作して行う遠隔手術ができる。工場内の機器や生産ラインネットワークにより接続することで生産性の向上が図られる。農業や建設業では既に建機の遠隔操作に成功した事例もあり、今後働き方改革が変わる可能性がある。走行中車1台、1台が備える車載センサーとデータのやり取りや高精細な映像、地図情報の送受信では超高速と多数接続という機能も必須とされます。

5Gがもたらすビジネスへの影響、新たな事

業形態や様々な分野に導入され、新たな産業が誕生するとも言われております。自動運転技術では、完全自動運転が実現まで2030年に、遠隔医療では、遠隔地に移住している方でも都市部の大学病院に在籍する医師から診察が受けられます。より進化したエンターテインメントが期待されている。5Gは今後、本市のまちづくりや産業振興に重要と私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 5Gについては、御承知のとおり、昨年3月末から順次通信事業者がサービスを開始している第5世代の通信方式であります。議員のおっしゃるとおり、様々な分野に効果的に活用できることが期待されているわけであり、今後移住定住を促進していく上でも欠かすことができないインフラの1つになると認識しております。

寒河江市での5Gのサービス提供状況について、各通信事業者のホームページなどで確認したところでは、1事業者において柴橋地区の一部が対象地域となっておりますけれども、本市の中心部を含む大部分の地域でのサービスはまだ提供されておらず、また提供の時期も未定となっているようであります。

5Gの寒河江市内での普及については、通信事業者の判断によるということが大きいわけであり、重要インフラの1つとの認識の下に、国においても早期の整備を推進するということになっておりますから、国や通信事業者の動向をぜひ我々としても注視していかなければならないと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 柴橋地区で入っているというものもありますけれども、工業団地協議会等も様々なテレワーク環境を含め、様々な企業展開が行われていることもお聞きいたしますので、

ぜひ後れを取らないようにしていただきたいと思っていますところであります。

次に、(3) 高松駅周辺の民間開発について。

平成27年より10年間、本市の都市計画マスタープランの土地利用として高松駅周辺に住宅地の民間開発と位置づけられております。計画開始より5年以上が経過しており、住民の皆さんから開発を待ち望んでいることを耳にしております。現在の高松駅周辺の民間住宅関係の進捗状況をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、平成29年3月に見直しをいたしました寒河江市都市計画マスタープランにおける土地利用構想では、高松地区、西根地区、みずき団地南地区、南部地区、陵南地区の5つの地区を民間開発の住宅地として、新たな開発の誘導を図ることを目指しているわけであります。

高松地区につきましては、住民の皆さんの要望が強く、対象区域は羽前高松駅の南側で、寒河江中央工業団地就業者の住居や西部地区の人口減少への対策として策定しているわけであります。

進捗状況ということでお尋ねがありましたが、民間開発の住宅地を整備するに当たって、地域の状況や開発に関する課題などを明確にして、今後に活かしていくことを目的に、昨年度、住宅団地整備可能性調査を高松地区と南部地区について実施しているところであります。

この調査では、周辺環境、区域の形状、利便性などの検討により開発調査区域を選定し、その区域における開発条件の整理を行っているところであります。これは自然条件や法規制、また土地利用の状況、周辺施設の現状などを確認、整理し、開発を進める上での課題を明らかにすることによって、住宅団地の開発方針などを方向づけるものとなっているところがございます。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 可能性調査ということで、これからが期待されるわけでありますけれども、高松駅周辺の民間住宅開発を今後どのように推進し、実現していくのかお尋ねしたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 高松地区において、民間による住宅地の開発を進めていくためには、魅力的な地域環境の整備が大変重要だと考えております。

先ほど申しあげた住宅団地整備可能性調査の報告では、地元からの宅地開発要望はあるものの、販売実績が少ない地域であり、購買需要が不透明な状況となっており、事業収支や完売までの期間を考慮すると、民間開発で行うことは難しいことが想定されるという調査結果でございました。

また、地盤状況の把握や雨水排水処理方法の検討、また市道路線の拡幅やライフラインの整備などが必要であり、課題解決のためには市の支援が不可欠であるとされています。

市としては、調査結果を踏まえて民間開発が参入できるように、課題解決の方策などに対応し、開発環境整備のバックアップを進めてまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 西寒河江、寒河江、南寒河江の環境整備等を見ますと、やはりライフラインというものが移住定住のときには重要になってくると思われまます。1つの商店、1つの建物、公共施設だけでも大変なのに、様々な全てのライフラインとなってくると、なかなか時間も要することもあるでしょうけれども、これはあくまでも私の推測ですけれども、左沢線が延長していくとか、そういうものがない限り、今の西村山郡の1市4町を見ますと、西川町、朝日町では高校生等が山形市内に下宿しているというお話も聞きます。できれば近くから通学させてあげたいのだという親御さんのお話なども聞きますので、ぜひ前向きに検討していただき、少し

でもライフラインの整備をしながら、住宅実現に向けて検討していただきたいと思っているところでもあります。

次に、通告番号10、農業の凍霜害について。

(1) 農業の凍霜害の被害状況と被害額についての質問につきましては、初日の渡邊議員の質問で答弁をいただいておりますので、次の質問に入らせていただきます。

(2) 紅秀峰の凍霜害状況と産出額について。

さくらんぼをはじめとした凍霜害の被害状況については、既に初日の一般質問で答弁していただいているところですが、紅秀峰についてはより被害が深刻であるということでした。

本市の紅秀峰については、これまでの苗木導入や雨避け施設整備に対し手厚く補助を行うなど、面積拡大を図り、ブランド化に取り組んでおり、様々な影響が懸念されます。紅秀峰のより詳細な被害状況とその影響についてお尋ねいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 紅秀峰の霜害状況と被害額などについてお答えしたいと思います。

3月以降、平年に比べ気温の高い日が続いたことで、今年度の紅秀峰の開花始期は平年より1週間早い4月13日ということになりました。開花前の雌しべが最も霜の被害を受けやすい時期は、雌蕊長が開花直前の5ミリから8ミリであるとされているようですが、今回降霜が発生した4月10日頃の紅秀峰の雌蕊長は6.6ミリということで、最も低温の影響を受ける時期に降霜が重なったということになるわけでありませう。

市内14園地における被害調査によると、全体の枯死率の平均は53%で、最も被害の大きい園地では地上から1.5メートルの高さにおける雌しべの枯死率は93%でございました。生育に合わせて、摘芽作業を終えている園地が多かったために、被害はより深刻なものになっていたと

いうことであります。

御案内のとおり、紅秀峰は着果過多になりやすいわけで、一短果枝当たり2果から3果を目安に摘果作業を農家の方は行っているわけでありませうけれども、今年度のJAによる作柄調査の内容を見ますと、市全体では0.95果、最も少ない寒河江地区の0.25果をはじめ、9地区中、紅秀峰の栽培面積が大きい三泉地区を含めて、6地区が1果を下回る状況になっているということでございます。

寒河江市のさくらんぼ全体の農業産出額というのは、平成30年度で53億4,000万円とされているわけでありませうが、当然今年はその農業産出額減少は避けられないと考えておりますけれども、それ以上に生産量の減少による農業経営の圧迫でありますとか、さらには農家の皆さんの生産意欲減退が心配される場所でもあります。

また、紅秀峰については、寒河江市は紅秀峰の里として、その栽培面積拡大とブランド確立に向けて、皆さん一生懸命努力してきたところであって、その知名度は年々向上してきているわけでありませう。

さくらんぼといえば、初夏を感じるができる貴重な果物でありませうして、毎年購入いただくリピーターの存在というものが大変大きいわけでありませう。今年も、通信販売などでは既に注文受付中止を実施している場所もあると聞いているわけでありませうして、毎年紅秀峰を指名していただいている方が多いわけでありませうけれども、そういった方が購入できない、あるいは新たにじゃあ紅秀峰というのはどういうものか買ってみようという興味を持っていただいている方にも、手元に届かないということが懸念されると思っております。

また、紅秀峰の海外展開なども今年も年度初めに4か国に向けて、昨年度の倍の1.8トン程度のオファーというか、注文がありませうましたが、実際今年も輸出に向けては200キロほどしか確

保できないという状況になっております。

それから、今年度から首都圏などで販売を開始しようということで、さがえルビー紅秀峰というネーミングで売り出そうとしているわけにありますけれども、数量の確保が見通せないということでもあります。今年は紅秀峰ができてちょうど30年という節目の年でもありますけれども、大変そういう意味では厳しい節目の年になってしまったということでもあります。生産者の皆さんだけではなくて、関係者の皆さんの多くに影響が出てきているのではないかと考えているところであります。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時57分

再 開 午前10時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。質問するときも、私も寒河江市内の園地、紅秀峰園地、約50か所ほど回っております。本当に答弁してくださる方についても、私はつらい答弁だなと思います。これだけたくさん栽培者も増え、面積も多い人ですと80アールほど持っている方もいらっしゃると思います。本当に市長も県と一緒に園地を見てくださったということもありますけれども、手前みそで申し訳ありませんが、うちでも65アールほど紅秀峰作っていますけれども、もうメニュー、カタログから抜いています。

私だけの問題ではなくて、寒河江市で力を入れる紅秀峰、本当にPRしていればこそ、たくさんの方が知っていれば、それを買って求めるというものが、必然的に注文来るのが当たり前、本当においしいなど、食感もいいなど言ってくれる方が、本当にここ30年の実績だなと私は心から思っているところです。これを確実につや姫と紅秀峰の里という名の下に、産地形成がなされることを強く思っているところであります。

す。

そのためにも、様々な栽培管理の研修会等を、苗木を買った方は率先して講習会に行きましようねという声かけもこれまでもやってきておりました。これまで紅秀峰を作って、これだけの被害ということは、私の農業会の中でも一度もありませんでした。本当に涙が出るんだったら、さくらんぼにつけてあげたいという気持ちでいっぱいです。

しかしながら、つや姫と紅秀峰は今後間違いなく寒河江市のブランドとして進んでいかなくはなりません。その対策をこれから考えなくてはならないと思っているので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

(3) 来年度に向けての凍霜害対策について。来年度に向けて、凍霜対策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 佐藤議員も御案内かと思いますが、これまでも被害の大小はあるものの、地形などの条件によって、毎年のように霜の被害が発生する園地もあるとお聞きしております。生産者の皆さんはその対策に大変頭を悩ませてきたのではないかと考えています。

一方で、近年見られる異常気象による暴風や大雨など、人の力では対応が及ばない気象災害に比べて、降霜の被害というのは、霜が降りるということは、事前の準備と対策によって、全てとはもちろんいきませんが、ある程度の被害を軽減することができると思えるわけです。

そういった意味で、先般、県からは凍霜害・ひょう害等緊急対策パッケージというのが発表されましたけれども、その中で対応マニュアルの作成や生産者への情報提供体制の検証、整備といった技術的な指導と併せて、防霜対策設備などの整備支援というものが示されているところであります。今後に向けて生産者の皆さんに



これらの対策というものをぜひ活用していただき、被害を抑える取組というものを将来にわたって整えていくことにしていただければと思っているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** これまで霜注意報が発令されると、防霜対策として燃焼資材等を活用されておりましたが、準備に要する時間は深夜から明け方までとなり、労力的に大変負担が大きく、今年のように連日の強い防霜対策では、人的労力にも限界があります。そこで、防霜対策に成果を得られている2つの方法を御紹介したいと思います。

1つ目として、霜害用暖房機による温風ダクトを園地全体に張り巡らせ、園地内の気温低下を防ぐ方法と、もう一つは、用水路や貯水池、地下水を利用してのポンプアップにより、樹上部から連続散水することにより花芽が凍結し、氷点下温度を一定に保つ散水氷結法があります。どちらも効果が得られており、結実確保につながっております。このことについて市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、佐藤議員から2つの方法、暖房器具を用いる方法、それから散水氷結法の御紹介をいただきましたが、従来用いられてきた燃焼法という、煙が少なく長時間安定した熱量確保可能な燃焼資材を用いる方法でありますとか、また防霜ファンの使用や凍霜害対策用の散布剤を用いる方法など、いろんな対策があるし、用いられてきたと聞いているところであります。

その中でも、今御紹介のありました散水氷結法については、このたびの凍霜発生時にも高い効果が確認されているところであって、県の発表したパッケージにおいても導入支援を行っていくことが示されているわけであります。

我々も、寒河江市内でも農家の方で実際活用しておられる方もいらっしゃるわけですので、そういったことについては市としても県と連携しながら対応していきたいと思っているところでありますが、いずれの防霜対策についても、課題がないわけではないと聞いております。電気でありますとか、水源の確保もありますし、もちろん導入する際の費用でありますとか、ランニングコストといった経費の面でありますとか、労力の面、それからどのぐらいの霜であれば効果があるかなどという対応可能な霜の強さなど、それぞれ対策方法の実施については、一長一短もあると聞いておりますので、農家の皆さん、栽培面積も違いますし、また園地の場所によっては、霜の被害の発生頻度なども違うでありましょう。それから、今既にある施設のインフラなども含めて、費用対効果などもいろいろ検討していかなければならない課題は多々あると思いますので、農家の皆さんがそれぞれそれに適した対策というものを検討いただいて、実施していただくということが一番肝要なのかなと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 本当にこの対策の方法は、今回私いろんなものを取り上げなかったのは、これまでほとんどのものやってきた経過があって、それをわざわざ議場で申しあげるのもいかなものかと思って、大昔ですとタイヤを燃やすこともできました。エンジンオイルの廃油を燃やすこともできました。今では、そういうものを行うことが法律で罰せられますので、そういうことはもう全くできない。それで、薬剤等もあります。

しかしながら、今回2つ私挙げさせてもらったのは、市長が今お話しなされたように、平場地区から山間部まで、それで河川もありますけれども、実際水は有料でありますので、あくまでも農業用は土地改良区の許可を得ないと使わ

れません。当然霜の降りる時期は3月下旬から4月、そのときに水を流すことは、10年間土地改良区が国に申請をする面積、そして使用する時期等も明記した上で、10年間保持されているということもあって、途中で変更することはほぼ無理であるということもお話を聞いています。ですから、1つの散水氷結法だけでは、地下水を掘るに、山間部で掘れば100メートルも掘らなくてはならなくなる。そういう問題もあることから、2つの方法を私なりに、それが適切ではないかと思っているところでございました。

本当にこれまでブランド確立のため、栽培面積の拡大により、生産量の拡大が見込まれる時期となっております。大玉生産を目指し、摘蕾講習会も定着しつつ、栽培マニュアルも確立しております。しかし、摘蕾をすれば、残された花芽は凍害を受けやすく、リスクも大きくなります。来年度に強い霜が降りないという保証はどこにもありません。霜害による生産減少と本市のさくらんぼ力強化が衰退するおそれがあり、霜害対策に支援措置をすることで安定生産につながると私は考えておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 改めて申しあげるまでもありませんけれども、さくらんぼの作柄の出来不出来というのは、農家の皆さんの収入に直結するだけではなくて、本市の初夏のシンボルとして観光業、それから飲食業など多くの産業に多大な影響を及ぼすものだと思っているところであります。

防霜対策、それからその前のポリネーションなどといったさくらんぼの結実安定対策というのは、本来天候の影響を受ける農作物の生産の中でも、作柄の安定を図るという意味で大変重要な取組になっているわけでありまして。そういう意味では、多くの生産者に取り組んでいただいているし、いただく必要もあると思っている

ところであります。

しかしながら、防霜対策については、ポリネーションに比べ、どちらかというと、先ほども申しあげましたが、生産者ごと、生産者の皆さんのそれぞれの経営方針でありますとか、栽培の環境、それから園地によって、おっしゃるように可能な対策というのが違うわけでありまして、市内に点在する1,000以上の園地、生産者の皆さんにとって、それぞれどういった対策が適しているのかということは、農家の皆さん、判断をいただくということになるかと思っています。必要な対策に対する行政的な支援などについても、県からもパッケージが発表されておりますし、その中でも市の負担割合なども示されているわけでありまして、我々としても必要に応じて、それ以外の部分などについても支援というものを、状況に応じてしていかなければならないと考えているところであります。

何度も繰り返しになりますが、寒河江市の地域の経済の活性化にとってさくらんぼというのは、一農産物だけにとどまらず、大変大きな役割を担っている農産物でありますので、ぜひ来年につながるような対策を講じていく必要があると理解しております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。本当に自然災害はないほうがいいわけですがけれども、これから私たち生きている体も大切、作物も大切、経済も大切、全てが大切でないとならなければ、大変よい答弁をいただきました。ありがとうございます。

次に、11番、持続可能な農業経営のために。前回に引き続き、農業収入保険制度について質問させていただきますが、昨年7月の豪雨災害や今年の大雪によるハウスの倒壊や樹木の枝折れ、さらに春先の凍霜害により、農業経営が逼迫している状況下にあります。

(1) 収入保険の加入促進について。令和2年度の農業収入保険制度加入者の実績をお尋ねいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この収入保険制度、御案内のとおり平成31年1月から始まった制度でありまして、気象災害による収量減少だけではなく、農作物の価格低下や農業者の努力だけでは対応できない収入減少を補填する保険制度でございます。

令和2年度の加入実績というお尋ねであります。市内におきましては令和元年度14件でありましたが、令和2年度は31件とほぼ倍増しております。令和3年度において5月末現在で46件とまた増えている状況になっております。

市内の農業所得申告者のうち、令和元年分の青色申告者数は218人、制度への加入率は6.4%でございます。令和2年分の青色申告者数は226人で、制度への加入率は13.7%であり、倍以上の伸びとなっているところであります。

これは、先ほど佐藤議員からもありましたが、大きな災害が身近に迫っているというような状況もあり、また制度の周知が徐々に進んできたこと、さらに掛金の安いタイプのものがつくられてきたことなどから、加入率が伸びてきているのではないかと考えております。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 次に、(2) 収入保険の支援についてお伺いしたいと思います。

今年度の霜害は農業経営収益に大きく影響を与えていると言われております。近年の異常気候による自然災害や様々なリスクと新型コロナウイルス感染症防止による消費低迷により、売上げの低下が経営不振につながっております。

県では、6月2日に凍霜害・ひょう害緊急対策パッケージの措置が出されておりますが、今後の農業経営には収入保険制度に加入することで経営が安定すると私は考えます。

全国の収入保険支払い状況では、自然災害な

どをはじめ、新型コロナウイルス感染症の要因による保険金等の支払いがなされております。さらに、令和2年度の地方公共団体、都道府県、市町村における収入保険の保険料補助は、87都道府県・市町村が支援しております。例を挙げれば、東北では青森6件、福島5件、北海道2件であり、財源としては一般財源や地方創生臨時交付金が充てられております。

本市の基幹産業である農業を持続可能にするためにも、農業収入保険制度加入者への支援補助についての市長の御所見をお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 収入保険制度に対する支援についてであります。この御質問については令和元年12月定例会でもお答えさせていただきましたが、市としては他の共済事業や他の業種の共済事業との公平性やバランスなどを考慮する必要があると思っておりますし、またこうした支援策というのは、県内の農業者に対し、同等になされることがやはり望ましいのではないかと思います。

国も相当な制度に対する補助、負担というのをしているわけでありまして、我々としては県に対しても本制度への支援補助を要請していく必要があるのではないかと考えていますし、それに伴って我々の市町村の負担をどうしていくかということも一緒に検討していくべきなのではないかと思います。それが本当の県と市町村との連携につながっていくのではないかと考えているところであります。

また、加入条件である青色申告への移行についても、農家の皆さんにとってやはりまだハードルになっているようでありまして、この制度へのさらなる理解に向けた啓発活動も進めていかなければならないと思います。

今後とも県や窓口となっておりますNOSA I山形などと十分意見を交換しながら、本制度の加入促進に向けてよりよい環境をつくってい

ければと思っっているところでもあります。

○**國井輝明議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきました。前向きに捉えていただいて、これが進んでいくことを望んでおられますけれども、最後にこの収入保険制度で、安定している農業経営の人は、入ることはないわけですよ、一般的に。でも、人間の体も年を取ってくれば、私も還暦過ぎましたが、何の病気をするか分からない。車に乗れば、自分で事故を起こすよりも、後ろから追突される可能性もある。

その中で、農業の収入保険制度の中で一番加入者の多いと言われている、都道府県の中で、園芸作物が多いのです。というのは、市場流通にすごく左右される。社会環境に左右される。そしてなおかつ生産量にも左右される。その逆の立場から考えると、稲作、庄内地区のほうでは収入保険制度の声ってそんなに強くないんです。2割、3割減ると、米はすごく減った、どうしてくれる、困ったと言いますけれども、先ほど紅秀峰の話もありましたけれども、半分や4分の1まで減るのは、野菜、花、そして果物関係は多岐に及んで、収入保険制度の見直しの中で、掛金の、自分たちに見合った保険制度はできないと掛けられない。それが経営規模に比例しているので、そういうメニューも出てきた。

そのもともとの平成31年からスタートする前に、私は平成25年と平成26年に農林水産省に行き、1回目は1人で行ったんですけども、2回目のときに、制度的なことはどういう趣旨であるのかということと、自然的条件と社会的条件に左右される農業を強くするためだと。その中で、人的被害も当然、その収入保険制度の中に組み込まれている。ですから、一般論的には音頭を取って、農業経営はみんながやれば、同じようにやりましょうと言いますけれども、実際寒河江市の場合は何が作って悪い、何がいいというわけではありませんけれども、園芸作

物が盛んであることから、自然と社会的条件にかなり左右されているという面から見れば、県を待つことなく、市も幾らでもというか、一つの姿勢的な、方向性的なものもありますけれども、そういうふうに進んでいかないと、魅力ある農業者の保険の基盤を守ってあげるのは、土地は流動しませんけれども、収入は流動するので、当然収入が流動するということは、運転資金がないということです。運転資金がないということは、新しいハウスを建てよう、新しい何かをやりようと思っても、もともとお金がない人に運転資金がないので、補助金が半分になってもすぐ手を挙げられない。それをカバーするのが収入保険制度の保険であれば、毎日の生活にも困らない。そうすれば、運転資金も確保できるとなるので、私はそのように考えているので、できるだけ町内の人、昨日も2人ほど収入保険についてのお考えも聞きましたけれども、田んぼの方は割とそういう大きな被害が、自然災害がない限り大丈夫だということで、あまり人気がないようでございました。

でも、市長の答弁の中では、前向きに県にも申し出て進んでおられるという力強いお言葉も頂戴しましたので、大変よい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

## 太田陽子議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号12番、13番について、2番太田陽子議員。

○**太田陽子議員** おはようございます。日本共産党の太田陽子でございます。

3月後半から新型コロナウイルスの急激な感染拡大が寒河江市でも起きてしまいました。感染された方に心よりお見舞い申し上げます。亡くなられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

県・市独自の緊急事態宣言後の4月、市内の高齢者施設でのクラスター報告がありました。その後、県内でも数か所の高齢者施設でのクラスターの報道があり、何も打つ手がなかったのか検証が必要だと強く思いました。

先日、ワクチンを1回打った高齢者の施設でクラスターが発生したという報道もありました。ワクチンが全てではなく、感染を拡大させないための検査体制の拡充も今後も必要でないのかと痛感いたしました。ワクチンの接種も寒河江市内では順調のようで、知人の高齢者の方々も2回終えたと話されていました。一つの安心材料ではありますが、それでコロナを乗り越えたなどということではないようで、次々変異種が現れています。今までのような生活に戻るのは、まだまだ先のようなようです。

東京オリンピックだけは特別で、開催する方向ということですが、首都圏に住む親族は親兄弟の葬式にも参加できずにいたり、親族の介護などで帰ってきている人も、御近所の目があることを多く気にしていたり、マスクを外していると注意されたり、高齢者の楽しみであるお茶飲みもできなかつたり、こんなに国民は我慢した生活を送っているのを菅総理は御存じなのでしょう。今やるべきことは、東京オリンピック・パラリンピックではなく、国民の生活に寄り添い、国民の命と暮らしを守ることに重点を置いた政治ではないでしょうか。

私は、日本共産党とこの通告に関心のある市民を代表して質問いたします。

通告番号12、ジェンダー平等についてであります。

今、世界的にも日本でもジェンダー平等の動きが広がっています。ジェンダーとは、生物学的な性別に対し、社会が人々に押しつける、女性はこうあるべき、男性はこうあるべきなどの社会的、文化的につくられた性差のことで、ジェンダー平等とは、こうした意識を乗り越え、

対等な関係性をつくっていかうという考え方でず。

2015年、国連で採択された持続可能な開発目標SDGsは、2030年までに達成すべき17の目標の5番目にジェンダーの平等を達成し、全ての女性と少女のエンパワーメントを図ることを掲げ、ジェンダーの視点を据えることを強調しました。

多くの国で、女性は育児や介護、家事労働を担う存在として見なされ、自立して能力を発揮することが妨げられています。法律や制度上では、一見男女平等となったように見える日本においても、働く女性の半分は非正規雇用で、政治参加が遅れ、自由を阻害され、暴力にさらされ、その力を発揮することができていません。その大本にあるのがジェンダー差別です。

女性だけでなく男性も、男性は会社に尽くし、妻子を養って一人前といった規範を押しつけられ、苛酷な搾取の下に縛られています。

このような中、ジェンダー平等について、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田議員からジェンダー平等についての考え方ということで御質問がありましたが、御案内のとおり、新第6次振興計画、昨年度策定させていただいて、今後5年間のまちづくりの指針でありますけれども、現在この計画に基づいて様々な施策を進めているわけでありまして、この計画の重点目標を新たに設定したわけでありまして、その設定に当たって、持続可能な社会の構築に向けて、地球上の誰一人として取り残さないというSDGsの理念を踏まえて取り組んでいくということをお知らせさせていただいております。したがって、その目標の5番目にあるジェンダー平等の実現ということについても、当然のことながら我々は推進していかなければならないものと考えているところであります。

市といたしましては、ジェンダー平等社会の実現のためには、男女がお互いの能力を尊重しお互いに高め合う関係を構築していく必要があると考えているわけでありまして、新第6次振興計画の中でも具体的な目標、指標の1つとして、市の審議会などにおける男性委員及び女性委員の比率というものを、男性、女性とも40%以上にするという令和7年度までの目標を掲げた取組を今年度よりスタートさせているというのも一例を申しあげましたが、そういう取組をさせていただいております。

いずれにいたしましても、男女の平等な関係構築を定着させることによって、家庭における家事でありますとか育児、それから介護など日常生活全般にわたるジェンダー平等に対します市民意識の醸成を図っていくとともに、ジェンダーの問題はもちろんでありますけれども、あとは障がいの有無や貧富の差などにもこだわらず、誰もが安全安心に暮らせる地域社会を形成していくということが最も重要であると思えますし、それが社会全体が目指していく目標であるのではないかと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ジェンダー平等は、市長もおっしゃったように女性だけの問題でなく、人権問題そのものと言われております。女性が生きやすい社会は、男性にとっても、さらに性的少数者と言われる人たちにとっても、暮らしやすい社会であるはずで、ジェンダー平等を目指すことは、あらゆる分野で真の男女平等を実現するとともに、さらに進んで男性も女性も多様な性を持つ人も、障がいのある人もない人も、差別なく平等に尊厳を持ち、自らの力を存分に発揮できる社会を目指すことだと私も考えております。ぜひ実現のために市としても取り組んでいただきたいと思っております。

ジェンダーに関しては、世界経済フォーラム

がこの3月に発表したジェンダーギャップ指数によれば、日本は世界156か国中120位、この間菅首相が参加したG7の中では最下位でした。コロナ禍の中、男女格差が開いている現状が浮き彫りになっています。

その中で、本年度は第3次寒河江市男女共同参画計画の策定の年になっています。計画の中で、ジェンダー平等の視点などを加味し、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 平成29年2月に第2次の市の男女共同参画計画を策定いたしました、策定から4年が経過しております。当時の計画策定の中では触れられなかったSDGsの理念などについても徐々に市民生活に浸透し、認知されてきているところであります。そういった状況の変化を踏まえていかなければならないと思えます。

また、一方で、第2次の計画では、一人一人がお互いを思いやる気持ちを持ち、個性と能力を生かしながら笑顔で暮らせるまちを目指してまいりますということで計画をつくらせていただきましたが、男女平等参画についての市民の理解というのはまだまだ十分とは言えない状況にもあろうかと思えます。

したがって、今年度に策定いたします第3次の男女共同参画計画につきましては、先ほども申しましたが、新第6次振興計画に明記しております3つの施策を柱にして検討していきたいと考えております。

この3つの柱は、1つ目としては、固定的な役割分担意識や社会慣行の見直しを図るなど、お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくりを推進していくこと。2つ目は、育児休業制度や介護休業制度の普及促進などによって、雇用の場における仕事と生活の調和を図ること。3つ目は、行政などにおける政策決定の過程に女性の参画を推進することなど、男女とも能力を発

揮できるまちづくりを推進していくことの、この3つを推進目標にして、ジェンダー平等の視点に立って着実に実績を積み上げていきたいと思っているところでもあります。そうしたことを進めていくことによって、さらなる市民意識の醸成を図っていくことを考えているわけでもあります。

そういうことで、市民意識の醸成には様々な機会を捉えて周知を図っていくことはもちろんでありますけれども、市民の皆さんに、目に見えるような形で、行政が、自治体が率先して実践していくこと、そういったことが改革のスピードを加速させるためには必要ではないかと考えております。

例えば、寒河江市では特定事業主行動計画におきまして、男性職員の育児休業取得率を50%、課長補佐級以上の女性登用率25%を令和7年度までの目標として掲げて取り組んでいるところでもあります。そういった取組を市民の皆さんに見えるような形で進めていくことによって、市民の皆さんや民間企業に対する意識改革のきっかけづくりになればと思っているところでもあります。

第3次男女共同参画計画の策定においては、こういった、これまでの取組などをさらに前に進める施策などを取り入れて、検討してまいりたいと考えているところでもあります。

○**国井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○**国井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田議員。

○**太田陽子議員** 意識の醸成は、本当に大事なことだと思います。皆さんの意識の中にジェンダー平等が息づくよう、ぜひよい計画を作成してください。

また、問題の中の一つとして、女性の非正規労働者の多いこと、困窮する母親のひとり親世帯は2分の1が貧困などということもあります。最低賃金が低いため、年金が少なく、困窮する高齢女性の問題など、まだまだジェンダー平等の実現には困難なものが多くあります。県と一緒に国へ、最低賃金の底上げの働きかけなどをお願いして、次の質問に移ります。

私たちが受けた教育の中で当たり前だと思っていたことが、ことごとくジェンダーギャップにつながっていることを、最近つくづく感じています。

私の時代のことですが、大学に行きたいと親に話したところ、親は勧めてくれたのですが、親戚から「女のくせに大学など行く必要がない」と反対されました。特にその親戚が私の学費を出してくれることもないにもかかわらず、反対されて悔しい思いをしたことを思い出されました。そのとき、私は女性ではあるが、1人の人間として平等に学ぶ権利があると思っていました。

今日、学校では制服の問題や出席番号、校則のことなど、子供たちが自主的に考えて決めている学校など出てきているという報道もこの間ありました。寒河江市の学校のジェンダー平等について、どのように考え進めているのかお伺いいたします。

○**国井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 学校教育におけるジェンダー平等ということだと思いますけれども、学校は性別に関係なく同じカリキュラムで編成されているわけでありまして、また同じ基準で評価されておりますので、男女の別なく平等な教育が行われている場であるということは言えると思います。

また、教科等で男女平等、男女共同参画社会等についても学ぶことも行っておりますし、道徳などを中心に教育活動全般で、ジェンダー平

等も含めて、発達障がいやいじめ等の問題について、子供一人一人の持つ特性や個性を尊重して多様性を認めるということを通して、偏見、差別、不平等のない社会を構築できるように、子供たちの資質能力の醸成に努めているところでもあります。

ただ、今議員から御指摘があったように、学校には制服、校則、また出席簿、それ以外にも式典での呼名、学校行事などでの役割分担など、学校生活の中には長年の習慣で、気づかずに行っているというジェンダーギャップが存在することも確かなのだろうと思います。

このようなことから、今議員が述べられました、子供たちが校則などを自主的に考え、決めていくという取組などは、無意識に行われてきたジェンダーギャップに気づいて、子供たちだけでなく、教職員の意識をも変えていく有効な手だてになるのではないかと思ったところでもあります。

現行の学習指導要領では、予測困難な時代を生き抜く力を育むための主体的、対話的で深い学びの実践ということが言われて、学校では授業の改善が進められております。子供たちが自主的に考えて自己決定していく取組ということは、まさに主体的、対話的で深い学びの実践でありますので、寒河江市の学校においても大切にしていかなければならない視点だなと思っております。

いずれにしましても、ジェンダー平等について、その根底において大切にしなければならないということは、互いの個性を尊重して多様性を認め合うということでもありますので、この視点に立って、これまで意識していなかったジェンダーギャップについて、子供たちも教職員も議論や価値観の交流を通してしっかりと考えていくということが大切だと考えているところでもあります。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** ジェンダーについての考え方とか、子供の頃からの考え方が根強くあると思います。自分自身も含めて。学校の中でジェンダー平等の教育をこれからも推し進めていただきたいと思います。

ジェンダーは本当に子供の頃から今に至るまで、家庭でも、学校でも、職場でも、メディアからも、普通、常識、文化といういで、シャワーのように降り注ぎ、私たちの行動の在り方や価値判断、役割分担も無意識のうちに左右しています。これからを生きる子供たちは、このようにつくられたものから、変えられるという中で、ジェンダー平等、多様性を認める社会を築いていってほしいと思います。ぜひ実践をお願いしたいと思います。

通告番号13、生理の貧困についてであります。

5月28日は何の日か御存じでしょうか。私もついこの間まで認識がなかったのですが、世界月経衛生デーということでした。生理の不平等に目を向け、ジェンダー平等を実現しよう、生理の貧困をなくそうと世界中で交流されています。世界各地で生理の貧困の解消を目指し、生理用品の無償配布が広がっています。ジェンダー平等の考えの1つということですよ。

6月1日、政府の男女共同参画会議は、女性活躍重点方針案に生理の貧困への支援を掲げ、学校、ハローワーク、福祉事務所等における生理用品の提供を明記しました。現在、生理用品を配布した自治体の調達元は、防災備品が65%、自治体が独自に予算措置したのが19%でした。寒河江市としては災害時用に備蓄しているという生理用品をどのように活用しているか、お考えをお伺いいたします。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきましては、地域防災計画における食料、飲料水及び生活必需品などの確保計画というのがありまして、これに基づいて災害発生時に必要となる最小限の食料



や生活必需品等を備蓄しているわけでありませ  
御質問の生活必需品も当然対象になっているわ  
けであります。

その備蓄品については、消費期限、使用期限  
などを踏まえて随時更新しているわけでありま  
すけれども、更新時期を迎える食料品などに  
ついては、防災訓練時などに使用して活用して  
いるという状況であります。

なお、備蓄品の生理用品については、これま  
で使用期限を迎えたものはありませんけれども、  
更新時期に合わせて学校や福祉関係団体など  
にお配りしている例なども、御質問の中にもあ  
りましたが、全国的にあるわけでありませ。そ  
ういう意味で、我々としても備蓄品については、  
数量が限定的でありますけれども、今後その活  
用方法について検討して、問題解決につながる  
ような取組を進めていきたいと考えていると  
ころであります。

○**国井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** コロナ禍が長期化し、今まで生  
活できてきた人も困窮を来しているのではない  
かと本当に心配です。ぜひ一般の人の活用とか  
も考えていただきたいと思ひます。

次に、生理の貧困について、インターネット  
グループ「みんなの生理」の調査で、5人に1  
人が生理用品を買うのが困難だったという実態  
が明らかになりました。ナプキンを交換する回  
数を減らした37%、トイレットペーパーなど  
で代用した27%。これをするとどうなるか。ま  
ず、経血が漏れます。血液なので、衣類を汚し  
たり、大変悲しい思いをすることになります。  
多くの女性はこの経験をしていると思ひます。  
数時間で交換するものなので、衛生面でもか  
なり問題があります。我慢すればいいだろ  
うという男性も少なくないと聞きますが、こ  
れはびっくりしました。出血なので、止める  
ことはできません。妊娠をしなかったこと  
により、子宮内膜が剥がれ落ちるのが生理  
なので、止血もできないし、

してはいけないことです。生理が原因とな  
って学校を早退、欠席、遅刻したことがあ  
るが49%、仕事を休んだ31%、部活動  
を諦めたことがあるが6%おりました。

私も山形市で山大などの学生への支援を  
続けている団体の活動に何回か参加しまし  
た。生理用品なども用意したところ、ほと  
んどの学生が助かると受け取っていきまし  
た。これが現状です。

内閣府が5月28日に発表した初の調査  
では、生理用品配布に取り組んでいるのは  
39都道府県の255自治体に上ると報告さ  
れています。寒河江市としては、生活困窮  
者を含め、必要な方への生理用品の配  
布など、すぐにでも取り組めるのではない  
かと思ひますが、どのようにお考えか市  
長の見解をお伺ひいたします。

○**国井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 生活困窮者の方なども含  
めて、生理用品の配布について取り組む  
べきではないのかという御質問ですけれ  
ども、先ほど御披露がありました「みんな  
の生理」、任意団体の調査結果で、日本  
でも生理の貧困が起きているという実態  
が明らかになってきたわけでありませ。  
生理に関することで悩んでいる、そうし  
た方々に対する支援というのは、やっぱ  
り行政としても必要ではないかと認識し  
ております。

その支援の方法の一つは、先ほど御指  
摘もありましたが、生理用品の無料配  
布なども一つの方法であろうかと思ひ  
ます。そういったことに取り組んでい  
る自治体などもあるわけでありませ  
けれども、いろんな方法があつて、対  
象を絞って、小中学生など学生に対  
して配布している、あるいは全ての方  
々に対して数量を限定して配布してい  
るなどということが様々あるというの  
も承知しているところでありませ。

今般、御案内かと思ひますが、県で  
この6月定例会に、今県のほうも開  
会中でありませけれども、経済的貧  
困を抱える女性に対する生理用

品の無償提供などを行うための補正予算を上程していると聞いております。

まだその内容の詳細などが分からないところがありますので、状況を見ながら市としても対応を検討していきたいと考えております。

また、一方で生理の貧困の問題というのは、単に経済的に生理用品の入手が困難である状態だけを言うのではなくて、それはもちろんでありますけれども、生理に関する教育というのですかね、理解が不足している。社会全体の理解が進んでいない状態であるということも指しているものと認識しております。そういったことから、生理用品の無償配布に限らず、女性の生理に関する様々な悩みなどについて、対応するサポートが十分行き届くような社会の仕組みづくりについて様々検討し、支援をしていく必要があると考えているところであります。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 生理の貧困だけでなく、生理の悩みなどもサポートしていくというお答えで、私も大変よいことだなと思っております。ぜひ早急に進めていただくことを期待しています。

4月、政府は生理用品を生徒、学生への支援や手に取りやすい場所、保健室のほかにもなど、学校トイレへの配備も含むと通知を出しました。初めて政府が調査したところ、学校配布が95自治体、学校トイレ配置が13自治体になっているということでした。

子供たちは休み時間の中に着替えをしたり、移動をしたり、トイレを済ませなければならなくて、保健室へ置いていても時間が足りないのが現状のようです。

生理の周期は、子供であれば不安定です。トイレに生理用品がいつもあるという安心感、トイレでいつも清潔なナプキンに替えられるという安心感が必要であると考えます。

先ほども申しましたが、これも困窮者、貧困対策にとどめず、学校のトイレで、トイレにト

レットペーパーと同じような感覚で生理用品を配備することはできないか伺いたします。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 小中学校のトイレの生理用品の配置ということでございますが、現在の状況について申し上げますと、生理用品につきましては、トイレには常備せず、保健室で養護教諭が管理しているというのが現状でございます。その理由としましては、まず小学校においては初経教育が行われておりまして、生理に関する知識や生理用品の扱い方のほか、生理周期を含めた自己管理の基礎基本について学ぶ上で、養護教諭が管理することが必要だと捉えているためでございます。

また、これは小中学校に共通する点であります。児童生徒が身体のケアとして生理用品を自分自身で準備して携帯することが必要な備えであるということも、併せて指導しているためでございます。

一方で、生理用品を経済的な理由とか、あるいは自分の性に悩んで購入できない子供がいるということとか、先ほどありましたけれども、保健室に取りに行くということに心理的なハードルを感じている子供がいると。そういったことについても思いをはせて、また、このことについて考えるということがこれまで不十分であったのではないかと真摯に反省して、周囲の無知、無関心、偏見等で苦しんでいる子供たちを支えていくためには、学校としても意識改革ということが必要で、そのための教育、あるいは指導の改善が重要であると感じているところであります。

生理の問題につきましては、自分の体は自分で管理できるようになるという教育上の目的がある一方で、相手を思いやるということを基本に、身近な子供の体調の変化に気づいたり、目の前にいる不調を訴える子供がいれば、手を差し伸べるのが当たり前となるような文化の醸

成というものも重要で、その取組の一つが太田議員の御提案であると認識していたところでございます。

御提案につきましては、教育委員会として生理についての教育や指導の在り方について、教職員間でしっかりと議論して共通理解を図った上で、全ての児童生徒が生理に関する知識、理解を深めるという観点から検討してまいりたいと思ったところでございます。

○**國井輝明議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 先進的な地域での例であります。奈良県の大和郡山市の学校では、トイレにこのようなケースを置き〔資料を示す〕、生理用品を準備しています。1番上は紙封筒です。2番目、昼用ナプキン、夜用ナプキン、この袋に関しては、自宅に持ち帰ってもいいと、必要であれば使ってくださいという指導をしているそうです。2個ずつ入れているそうです、おうちに持って帰ってもいいよということだと思います。このような、本当に教職員の配慮や温かさを感じる事例ではないでしょうか。これは引き出しを開けたところですよ〔資料を示す〕。このような全国の事例、まだまだあると思います。倣い、すぐにでも実現してほしいと思います。

先ほど教育長からもありましたが、月経は汚いもの、恥ずかしいもの、隠さなければならぬものではありません。学校としては実践的な性教育の場でもあります。生理はなぜやってくるのか、大切なのか、男の子も、女の子からもからかいの対象ではなく、お互いに大切にし合える真の人権教育の場であると思います。材料であると思います。生理の貧困の取組をこれからも進めて、これを契機に性教育の充実を望み、質問を終わります。

## 阿部 清議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号14番から16番までについて、11番阿部 清議員。

○**阿部 清議員** おはようございます。寒政・公明クラブの阿部 清です。よろしく申し上げます。

昨年度から今年にかけて、こんなにコロナ感染症が長期間に続くとは思っていませんでした。まだコロナ禍の中ではありますが、本市感染者が2週間確認されていないということから、6月12日に注意警戒レベル4から3に引き下げられました。

そして、4月26日から新型コロナワクチン接種が、高齢者から順次進んでおります。先日、6月12日現在、高齢者の約6割、7,800の方がワクチン接種を終えたと伺いました。私も含め、70歳の高齢者は7月上旬のワクチン接種になります。ほかの人に迷惑をかけない、自分の感染対策のためにも、一日も早いコロナワクチン接種を願っているところであります。医療従事者の皆さん、そして関係者の皆さんには心から感謝を申しあげたいと思います。

さて、今年も梅雨の季節に入りました。昨年7月の豪雨については、9月議会で内川、それから沼川の排水について一般質問をさせていただきました。今回も内川、沼川の排水について、14番、15番、16番について一般質問をさせていただきます。

まず最初に14番、内川排水機場設置について伺います。

内川の豪雨時の排水については、私の10年間の議員生活の中で、排水機の設置、排水ポンプの増設、内川から沼川へ水路を造り、逆流させて最上川へ放流する、そして昨年9月には内川周辺の2年間の調査状況やポンプ車の導入等について質問してまいりました。

佐藤市政4期目のスタートに当たり、令和3年度の市政運営の要旨の中で、内川の排水対策について述べられていました。

また、3月には前農林課長の門口氏から内川周辺の湛水被害に向けた対策について説明を受けました。内川樋門の改造については、内川雨水対策協議会の会議の中で提案しながら、協議をしていくという話でありました。

そこで、(1)について伺います。内川対策協議会の会議において、湛水被害対策についてはどのような提案がなされたのか、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員から内川の雨水対策について御質問いただいておりますが、内川の雨水対策については、平成30年に策定いたしました寒河江市雨水排水整備計画なども踏まえまして、内水氾濫を最小限に抑えるために、市において、先ほど御質問にもありましたが、平成31年度と令和2年度の2か年にわたって、被害状況の整理と対策の検討を進めてきているところであります。このことについては、昨年年第3回定例会でもお答えをさせていただいているところであります。

この2か年にわたる調査の結果によりまして示されました対策案、5つあったわけでありませけれども、5つの対策案について、その効果の高さ、実現性、事業費などメリット、デメリットを比較検討して、また昨年7月の豪雨災害時の状況なども反映させた結果、市といたしましては、恒常的な排水施設の設置が必要であると判断いたしまして、新たに排水機場を整備するという対策案と、現在の内川排水樋門を改造し、ポンプを設置するという案の2つの案を内川雨水対策協議会に提案させていただいたところでございます。

今年3月に内川雨水対策協議会の臨時総会を、コロナ禍でありましたから、書面にて開催せざるを得なかったわけでありませけれども、開催して、皆様の了承を得るということに至ったところでございます。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。

平成30年の整備計画につきましても、全部省略して一般質問に臨んでいることに対して、非常に申し訳ないと思っておりますが、いろいろ調査の結果、恒常的な排水整備が必要だということでの排水機場の案を示していただいたということは、私自身も考えていなかった、非常にありがたいことだと思っております。

そこで、(2)について伺いますが、今後のスケジュールについて伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今後のスケジュールということでもありますけれども、これは国の補助事業で進めていきたいということで考えておりますので、国の補助事業となる調査計画事業、内容的には地形図の作成、解析、概略設計などでありませけれども、この事業の申請が今年8月に予定になっております。

この調査事業は国より採択になりますと、その後2か年かけて調査計画を実施することになります。その調査結果を基にして、コストや実現性の比較検討をすることになります。その後、国土交通省や関係機関との協議、河川協議を行って、工事が事業採択ということになれば、整備へ進んでいくという予定になろうかと思っております。これに伴いまして、耕作者の方々、あるいは内川周辺の方々へ、事業の説明なども予定させていただくことになろうかと思っております。

工事の実施につきましては、県が主体となりますので、工事の早期実現のために県にも働きかけを行っていきたくと考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** お答えありがとうございます。

市長のほうから今、今後の計画案について話をさせていただきましたが、国の補助、そして2年かけての調査、そして県営工事として行って

いくということではありますが、説明の中では令和6年頃から工事に入るような、入れればいいなというような話を伺っておりました。

そんな中で(3)について伺いますが、内川排水機の整備について、市長の見解を伺いたいと思います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これまで平成14年度に内川の雨水対策協議会というのが立ち上げられているわけでありまして、豪雨のたびに排水ポンプによって内川の排水作業というのは何度となく行われてきたわけでありまして。

しかしながら、排水能力を上回る雨量によって、樋門付近を中心に度々冠水被害に見舞われるということで、抜本的な解決には至っておらないという状況でございました。異常気象などの影響もあって、その頻度が高くなっているというのですかね、回数が多くなっているような感じもいたしておりますし、また昨年7月の豪雨災害では水田や枝豆圃場、さくらんぼやラ・フランス果樹園などが冠水の被害にさらされて、また山形整染工場内への浸水被害などが発生いたしましたし、御負担または御心配をおかけしているわけでありまして。

今回、協議会において私どもが提案させていただいた排水対策案に御同意いただいたということでありまして、懸案でありました内川の雨水対策については、一歩前進したのではないかと考えております。これまで被害に遭われていた周辺の皆様の不安解消を目指して事業を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りたいと考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 私も非常に同感であります。今までは、内川の水があふれるたびに、排水ポンプを整備して、そしてやきもきしながら大丈夫なのか、あとポンプないのかということ騒いできた状況にありました。そして、今まで非常

に災害が少なかったところが、毎年のように起きている状況にありまして、非常に自然災害の頻度が高くなっている状況がありました。

そんなこともありまして、何回も何回も一般質問をさせていただいたという状況であります。この内川に排水機を整備させる可能性が非常に高くなってきたということは、内川近くにある整染会社、それから耕作者にとっては非常にありがたいことでもありますし、私も地区民の1人として大変感謝申しあげるところであります。1年でも早く内川排水機場が建設されることをお願いして、この質問を終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、15番、沼川排水機場について伺います。

6月は梅雨の季節であり、大雨による災害の多い時期でもあります。地球温暖化の影響もあって、特に近年被害の激甚化が進んでいるように感じます。

最初に、(1)について伺います。本県でも昨年7月28日の災害では、梅雨前線や低気圧の影響から広い範囲で記録的な豪雨になりました。特に最上川周辺の氾濫により大きな被害を受けた市町村が多く発生しております。本市においても最上川の増水により避難指示が出され、小中学校や市体育館、文化センターなどに多くの市民が避難いたしました。被害はあったものの、大事には至りませんでした。

本年度も大雨による災害の発生が危惧されております。近年、地球温暖化の影響による災害の激甚化が進んでおりますが、沼川の重要性について、市長の見解を伺いたいと思っております。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御案内のとおり、沼川については寒河江市の西部を源として、中央工業団地を通して市街地に流下して、下流部は三度川、横井川、赤沼川が合流し、最上川に流れるということで、県管轄の一級河川でございます。流域

には市街地を抱えるということでありまして、特に昭和51年8月の豪雨では、この沼川が氾濫して、寒河江駅前周辺が浸水するというようなことで、甚大な被害をもたらされたところであります。

こうした経験から、昭和52年度から沼川上流部の放水路計画、これは平成14年度まで行われましたが、それと市街地や下流部の改修事業整備、これは平成7年度から平成25年度まで行われ、流量を増やすなどの安全対策が実施されてまいりました。

しかしながら、御指摘のように、近年地球温暖化の影響などから集中豪雨が増加して、全国的に浸水被害が増加しているわけでありまして、大雨の際などには一級河川の沼川においても、雨水が流れ込むことによる河川の氾濫の危険性、その可能性があると言われていたわけでありまして、我々としては極めて重要な河川であると、そういう意味で重要な河川であると認識しているところであります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** お答えいただきまして、ありがとうございます。

今、市長からもありましたように、工業団地から流れて、そして市街地の雨水を集めて、それから南部地区、そして本楯地区、西根地区の一部を集めて沼川に入りますが、この雨水が近年非常に沼川にたまるのが早くなってきたというような市民の、地区民の話があります。そこで、(2)について伺います。

寒河江市雨水排水整備計画が進行している中、沼川にかかる負担はますます増えていくものと考えられます。寒河江市の水害防止対策として、沼川排水機場の地域を守る役割について市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御指摘の沼川排水機場、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所が管理

する施設になっております。寒河江市は操作点検の整備業務を受託しておりまして、沼川排水機場の操作員として会計年度任用職員を2名任用し、隔日勤務にて業務に当たっていただいている状況であります。

平常時においては、排水機場に流れてきた水は樋門を通過し、最上川に排水されるわけでありまして、大雨により最上川の水位が沼川より高くなったときには山形河川国道事務所長の判断により樋門が閉められるということになります。沼川排水機場は、樋門が閉められたときに、内水被害から地域を守るために、排水ポンプを稼働することによって最上川に強制排水するという大変重要な役割を担っていると認識しているところであります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** ありがとうございます。沼川排水機場は国土交通省管轄というのは重々承知しているわけでありまして、操作点検の方が2名おられますが、平日頃から点検、それから周りの草刈りから、整備から、いろいろと頑張っている状況にありますので、非常にありがたいなと思っております。この操作員の方も災害に携わると、昼夜を問わず、うちへも帰らず、ずっとそこで作業しているという状況にあることも重々認識しているわけでありまして。

そんな中で、(3)について伺います。昨年7月28日、沼川排水機場の3機ある排水機の2機が油漏れによりストップしました。豪雨による長時間の排水による振動のため、油漏れがあり、排水機をストップして修理を行ったという経緯であります。安全安心のまちづくりの中では、昨年のような油漏れがあってはならないこととあります。

沼川排水機場は1972年、昭和47年に着手、1976年、昭和51年10月に完成しております。建設から既に45年になります。今まで大きなトラブルもなく、地域を支えてまいりました。沼川

排水機場は45年間、本市を水害から守ってきた施設であります。そろそろ更新の時期と思いますが、市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま御指摘のとおり、沼川排水機場、大分建設から経過している施設であります。更新について、山形河川国道事務所寒河江出張所に確認させていただきましたが、老朽化に伴う供給部品の有無や修繕頻度、また施設の稼働状況を総合的に判断して、現段階で施設を更新する予定はなく、今後においても施設の現状を把握し、機器の更新や補修を行うことによって、昨年7月豪雨の際に起きたポンプ配管破損によるオイル漏れのような事象が起きないよう、点検整備をしていくということでございましたが、しかしながら寒河江市にとって極めて重要な役割を持つ施設でございます。先ほど申しあげたとおりであります。万々が一のことがあるとはなりませんので、地域に被害が及ばないよう適切な管理、運用についてはもちろんのことですけれども、必要に応じて沼川の排水機場の更新について、ぜひ検討をお願いするよう、要望していかねばならないとも考えているところであります。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 答弁ありがとうございます。

村山市の大旦川排水機場は1973年、昭和48年2月に完成しております。完成後、38年目の平成23年に改築工事に着手し、平成26年に排水機場の改築工事が完了しております。そして現在、効率よく稼働して、水害も非常に減っているということでありました。

この完成後45年になる沼川排水機についても、早い改築工事をお願いしたいところではあります。ただいま市長から答弁いただきましたように、国のほうではまだ改築工事をする予定がないという話であります。地元の議員として、すぐ整備が始まらないというのは重々承知して

おりますので、地元議員としてまず声を上げていくことが必要なのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。これで15番のこの質問を終わります。

続いて、16番、日田地区雨水対策について伺います。

日田地区雨水対策のため、沼川を末流とする三度川に雨水排水路を接続する工事が進んでおります。その接続場所は、日田アンダーパス南側で、中向にある牛舎、西根地区有機物供給施設や耕作地がある場所になります。

昨年7月28日の大雨により、接続予定場所上流部の三度川堤防から雨水が溢水し、耕作地に流れ込んでおります。さきに申しあげましたとおり、日田地区雨水対策による工事が進められております。これは、地区内の横井川から流れる水を三度川に流すという計画であります。しかし、昨年大雨では三度川の雨水排水路接続予定箇所付近から溢水しておりました。工事完成後は三度川の水量がさらに増え、近隣の牛舎、西根地区有機物提供施設や耕作地に浸水する可能性が高くなるのではないかと心配する地区民がおられます。

沼川と三度川の高低差をなるべくなくし、溢水を防げるよう、三度川の堤防のかさ上げを、雨水対策工事が完成する前にお願ひしたいと思っております。市長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 御質問の地域、日田地区の雨水排水対策については、御指摘のとおり、寒河江市雨水排水整備計画に基づいて進めているところであります。日田地区内を流れる横井川の溢水を防ぐために、横井川から三度川へのバイパス工事を行うことにしているわけです。

三度川の水量、及びバイパスさせる横井川の水量について、地区内の水量、さらには三度川の水量を精査して計画しているところでござい

ますが、御指摘のとおり、昨年7月豪雨の際に沼川の排水樋門を閉じたことによって、本川の沼川、横井川及び三度川の排水先がなくなり、一部堤防からの溢水が生じて、田畑へ浸水したと認識しているところであります。

したがいまして、昨年の被害を繰り返すことがないようにしていかなければならないということでありまして、まずは三度川の堤防からの溢水対策を講じていく必要が生じてまいりますので、今後堤防の高低差などの調査を行って、三度川の管理者である寒河江川土地改良区と改善や改修について必要な協議を行って、措置を施していくということをしていかなければならないと考えております。

そうした取組を進めて、雨水排水工事に対する地域の方々の不安を解消し、事業を進めてまいりますと考えております。

○**國井輝明議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** お答えありがとうございます。今、市長から昨年度の豪雨のときに漏れたという話でありましたが、私もよくよく聞いてみましたら、昨年は非常に大量の溢水があったということではありましたが、その沼川の排水機を止めるたびに、あそこは少しずつ溢水するところらしいということを伺いました。そういうところも含めながら、改良区、それからあそこで牛舎を営んでいる方、また耕作地の方々と協議をしていただいて、できるだけ、遅くても今行っている雨水路工事が完成するまでには、三度川の堤防のかさ上げについては、よろしく願い申しあげ、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○**國井輝明議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○**國井輝明議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 荒木春吉議員の質問

○**國井輝明議長** 通告番号17番について、13番荒木春吉議員。

○**荒木春吉議員** 本日最後の質問をいたします。通告番号17番の教育問題について、軽部教育長に伺いますので、答弁よろしく願いいたします。

まず、(1)のコミュニティ・スクールについて尋ねます。

新第6次寒河江市振興計画の重点目標、③未来を切り拓く子どもたちを育むまちです。その①にコミュニティ・スクールを推進する云々とうたわれています。その欄外には、御丁寧にも特記事項としての説明文章を付記しています。本市の意気込みがうかがえます。

また、5月20日発行の中部小学校だより「山法師」の3ページには、コミュニティ・スクールの紹介案内文が掲載されています。

そこで伺います。①コミュニティ・スクールの理念、②先進校の現況、③その課題と対策について伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 荒木議員よりコミュニティ・スクールについて3点御質問をいただきました。

1点目のコミュニティ・スクールの理念ということですが、コミュニティ・スクールとは学校と地域、住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む、地域とともにある学校のことをいいます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育委員会により任命された委員が一定の権限を持ち、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関として学校運営協議会を設置しております。

この学校運営協議会の主な役割については3つございます。1つは、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することです。2つ



は、学校運営に関して教育委員会または校長に対して意見を述べるができるということです。3つにつきましては、教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に対して意見を述べるができること、こういうふうにされております。

本市では昨年度に5校が先行導入しております。南部小学校、西根小学校、柴橋小学校、高松小学校、陵東中学校の5校であります。今年度はさらに5校を加えております。先ほどありました寒河江中部小学校、醍醐小学校、白岩小学校、三泉小学校、陵西中学校の5校であります。

また、来年度につきましては、寒河江小学校と陵南中学校が導入するということを表明しておりますので、来年度は全ての市内小中学校が導入することになります。

本市のコミュニティ・スクールの基本理念につきましては、各学校が抱える課題解決や未来を担う子供たちの豊かな成長のために、学校と地域住民等がパートナーとなって、目標、ビジョンを共有しながら連携、協働し、社会総がかりで子供たちを育む教育を実現していくということにあります。

また、コミュニティ・スクールの導入を通して、本市では学校の活性化のみならず、地域の活性化も推進してまいりたいと考えております。

2点目のコミュニティ・スクールの先進校の現況ということでございますが、県内外の進捗状況を見ますと、10年以上も前からコミュニティ・スクールを導入するなど、本市よりも先に取組を進めてきた学校が数多くございます。

本市において既に導入している学校は、先ほど申しあげましたように、各学校の教育課題の解決と学校及び地域の活性化のための戦略として、この制度を積極的に活用しておりますので、他の自治体の先行事例を模倣して、取組が形骸化することが決してないように、独自性を持つ

た取組を行っているところでございます。例えば地元企業と連携した探究型学習の推進、学校の働き方改革推進のための地域ボランティアの積極的な活用、また地域の文化や人材を活用しての豊かな体験活動など、それぞれの学校が明確な目標、ビジョンを持って、他校にはない特色ある取組を全面に出した活動を展開しているところでございます。

このようなこともあって、市内各学校の学校運営協議会の様子について、県の村山教育事務所も度々その様子を見に、視察に訪れております。そして、寒河江市の実践事例を他の市、町に紹介していただいておりますので、ある意味本市の実践が他の先進的な事例になっているのではないかなと自負と気概を持って日々の取組を進めているところであります。

3点目の課題、対策ということですが、課題の1つは、学校運営協議会における熟議が、説明や言い放しに終始していないのか、またその取組を実現するための具体策を出すための協議や議論の場になっているのかということをしつかりと評価する必要があるということでもあります。

コミュニティ・スクールをしつかりと機能させるためには、各委員が当事者意識を持って会議に臨んで、学校運営に参画意識を持つということが重要でありますので、教育委員会としても会議が活性化するよう、適切な働きかけ、支援を行ってまいりたいと考えております。

もう一つの課題につきましては、コミュニティ・スクールが導入された学区につきましては、制度についての周知、それから学校と地域の連携、協働が着実に進んでいるのではないかと感じておりますが、今年度導入した学校や次年度導入予定の学区の市民の方には、その狙いや内容については十分に伝わっていないということも事実なのかなと思っておりますので、教育委員会としては、コミュニティ・スクールの仕組

みやその良さについて、これまで以上に周知に努めて、そのことで学校と地域の連携、協働を加速化させていきたいと考えているところでございます。

○**國井輝明議長** 荒木議員に先に申しあげておきます。一問一答での質問に今後お願いいたします。

荒木議員。

○**荒木春吉議員** すみませんでした。私、中部小学校の学校だよりを見てというか、振興計画ももちろんそうですが、説明が分からなくて聞いて、あまりいっぱい最初に出して申し訳ありません。

ヒアリングのときに聞いたら、中部小学校はもう後のほうなんだと聞いたので、最初のかなと思ったのですが、先進校があるということで、そのことを聞いてみましたので、まだ始まったばかりなので、理念としては多分理解できますが、実際どのぐらい浸透しているのかなというところが、ちょっと私も何か煮え切らない状態なのかなという感じを持ちました。

これから実際活動して、成果が出てくるのだろうなと思いますが、そこら辺のところはこれから時間をかけて、周知徹底をしてやっていくということなので、それはよきことかなと思います。3つも答えてもらったので、私からこれ以上言うことはありませんが、ぜひ実を上げるようにしていただきたいと思います。

次に、(2)の問題に移ります。(2)先生方の交通立哨と学校保健安全法の関係について伺います。

中教審の学校における働き方改革特別部会委員や学校業務改善アドバイザーを務めている妹尾昌俊氏の「教師崩壊」によると、「教員の交通立哨は本当に先生がやるべき仕事ですか？」なのだそうです。

昭和33年に制定された学校保健安全法という古い法律があります。その第3章学校安全の第

30条、地域の関係機関等との連携には、特に先生方の規定は記されていないと思う。警察、県庁、市役所などの道路管理者の責務であり、児童生徒の安全確保に至っては、保護者の役割ではないか。先生方の忙殺防止と働き方改革として、本務専念を願い、質問します。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 議員御指摘のとおり、通学を含めた学校生活等の安全指導については、学校が計画を策定し、実施しなければならないというふうに、先ほど議員からございました学校保健安全法の第27条で定められております。また、これも議員から御指摘があったとおり、その学校保健安全法の第30条には、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校が保護者や地域の住民、警察等と連携を図るよう努めるものということについても記載されてあります。

しかし、登下校時における安全指導は、これまで学校や教職員が担ってきた代表的な業務であります。平成29年12月に文部科学省から出されました学校における働き方改革に関する緊急対策、先ほど議員からもありましたけれども、基本的にはこの緊急対策の中では、学校以外が担うべき業務であり、業務の役割分担や適正化を着実に実行すべきであるとされております。

このことから、各学校でこれまで時間外であっても、児童生徒の登校、挨拶の様子を確認したい、あるいは指導したいという目的で、これまで行ってきたわけではありますが、こういう教員による立哨指導については、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、あるいは運営体制の構築といった視点で、その必要性も含めて改めて議論を行うことは必要だと考えているところであります。

本市におきましては、先ほども申しあげましたが、コミュニティ・スクールの導入が急速に進んでおりますので、学校運営協議会による熟議を通して、教職員の業務の見直し、あるいは

地域ボランティアの積極的な参画、こういっ  
たことが可能になってくるのではないかと考  
えておりますので、学校と地域の連携、協  
働により取組を一層推進することで、教師  
の本務であります授業、あるいは学級経営  
、生徒指導等に向き合う時間をしっかりと  
確保して、学校教育の質の向上に努めて  
まいりたいと考えております。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 優先順位という言葉があ  
ります。その反対言葉が劣後順位、要する  
にやらなくていい仕事の順序という意味  
ですが、優先順位というのは楽なのですが  
、やらなくていい仕事を順序づけるとい  
うのは、本当に決めて守るといのは大変  
なことであります。今までやっています  
ので、それをやめるといことは、いろい  
ろな熟議を重ねないと多分できないこと  
なんでしょうかと思いますが、私、市民の  
ばあちゃんから聞いたところによれば、  
お孫さんが今年先生になって2年目だそ  
うです。今5年生の担任をしているとい  
うことでした。ばあちゃんです。お孫さ  
んについて一言、いつも帰りが遅いと。  
先生の仕事は多分そういうイメージで  
見ているんだろうかと思えます。だから  
、今先生の仕事の内容はコップからあふ  
れている状態です。それにますますいろ  
んな仕事を押しつけられてと言っはい  
けないな。小学校から英語をやれだの  
、道徳をやれだの、今度舌をかみそ  
うなプログラミング教育をやれと、今日  
の新聞を見るとですね。

いやいや、足し算はやれますが、精査し  
て減らすということはありませんよね。そ  
こら辺が、やっぱり若い、せつかく先  
生になった人が続けられるかどうか。ま  
してやその方は結婚しているそうです  
から、そんなに毎日遅く帰れば、多分  
奥さんにも文句言われるだろうし、続  
けられるのかなと危惧せざるを得ない  
のです。ぜひそこを引き算というか、劣  
後順位を決定して、守るといすることに  
力を注いでほしいなと思えます。

ばあちゃんが言うことは、ただ孫がめん  
こい言葉だろうなと侮ってはいけないの  
ではないかなと私は思っています。そこ  
ら辺をぜひいろいろところで協議して、  
決めて、熟考してほしいな。多分交通  
立哨はその中の一つかなと私は思っ  
ているのですが、いかんせんこの法律  
が、俺の女房の誕生したときと同じ昭  
和33年生まれという古い法律です  
から、でも平成28年ぐらいに改定し  
ているんですよ。そこら辺を、穴を  
見つけて、先生が働きやすいような  
体制に持っていける一つにしてもら  
えればありがたいなと私は思っ  
ています。

最後に、(3) コミュニティ・ス  
クールを担う学校運営協議会の人員  
構成について伺います。

中部小学校だよりの「山法師」6月  
号に、コミュニティ・スクールを支  
える学校運営協議会委員名が載っ  
ていました。協議会といえ、人事、  
人選が全てであります。老若男女  
折半が理想であり、委員10人中  
女性2人では、あまりにも時世を  
反映していないのではないかと懸  
念、危惧するものです。教育に熱  
心過ぎるのは、父親よりも母親  
であり、脳細胞が柔軟かつみずみ  
ずしいのは、男より女であると私  
は判断するものです。この件につ  
いての教育長の見解を伺います。

○**國井輝明議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市の学校運  
営協議会の規則では、学校の運  
営協議会の委員20名以内と。構  
成メンバーは対象学校に在籍す  
る児童生徒の保護者、地域住民  
、校長、教職員、学識経験者、  
それから学校を支援してくださ  
る地域学校協働活動推進員など  
、さらには関係行政機関の職員  
の方から、校長の意見に基づい  
て教育委員会が任命するとなっ  
ております。任期は2年でござ  
います。

現在の人員構成について、先ほど  
中部小学校の例がございましたが  
、学校によって人数には違いが  
ございますけれども、教職員を  
含めて14

名から20名としているところであります。

市全体では166名となります。そのうち、男性の委員が118名で約71%、女性委員が48名で約29%という状況でございます。

学校運営協議会がうまく進むためには、委員の人選が極めて重要であることは、議員おっしゃるとおりであります。各学校の人選につきましては、校長が地域に積極的に足を運ぶなどして人材を発掘して、それぞれの学校が抱える諸課題を適切に解決するために必要と考える方を委員としてお願いしておりますので、結果として先ほど申しあげたような割合になっているところであります。

学校と地域の連携協働が円滑に進むためには、学校運営協議会の委員は異なった立場の人であっても、同じ目的のために対等な立場で活動するということが重要でありますので、委員の任命に当たっては、肩書、経験、男女比ということもあるのだと思いますけれども、それだけではなくて、さらにイコールパートナーとして、学校運営に自分事として積極的に関わっていただけの、そういった視点を重視してまいりたいと考えているところであります。

○**國井輝明議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** ちなみに、中部小学校は役員2人を除いて10名で構成されております。多分名前から見ると、女性の平委員は2名かな、だと思います。太田陽子議員のジェンダーフリーではありませんが、我々は戦後の人間ですので、男女共同教育で育ちましたので、せめて半分ぐらいいないと、多分所期の目的が達せられないのではないかと思います。

授業参観などに行くと分かりますが、行くのはほとんどが母親です。多分教育も熱心なのは母親かなと私も思いますので、ぜひ熱心な母親、そして肩書のある方だけではなくて、無名の人でも入れるような見識を持ってもらえれば、私はいいのかなと。名前を見ますと、多分みんな

肩書のある方ばかりのような気がしましたので、そこら辺は垣根を取り払って、もう少し自由な感覚で任命というか、選んでもらえれば、教育長が目指す教育像が実現できるのではないかと思いますので、これからはより一層それに配慮して、任命なり人選なりを進めてもらえればありがたいなと思います。

これで私の質問を終わります。

**散 会** 午後1時23分

○**國井輝明議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。